

様式第1号（閲覧規程第2条）

令和2年3月31日

宮古市議会議長 古館 章秀 様

宮古市議会議員 橋本久夫



令和元年度宮古市議会政務活動費収支報告書

宮古市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、令和元年度の政務活動費の収支を別紙のとおり提出します。



別紙

1 収入

政務活動費 150,000円

2 支出

(単位:円)

科 目	金 領	備 考
研究研修費	—	
調査旅費	46,309	【行政視察】廃校を利用した市民活動拠点の運営について 他
資料作成費	—	
資料購入費	11,160	購読料(しんぶん赤旗日曜版 2019.4月～2020.3月分 他)
広報費	—	
広聴費	—	
その他の経費	—	
合 計	57,469	

注:備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 92,531円

宮古市議会政務活動費支払明細書

項目	内容	金額	摘要
調査旅費	(1) 【行政視察】 ・廃校を利用した市民活動拠点の運営について (8/1 北海道帶広市 市民活動プラザ六中) ・観光インバウンドの取り組みについて (8/2 北海道ニセコ町) ・宮古・室蘭フェリー航路の現状と課題について (8/3 北海道室蘭市)		
	交通費 フェリー運賃 (八戸～苫小牧)	14,166 円	按分による支出①
	交通費 フェリー運賃 (室蘭～宮古)	6,116 円	按分による支出②
	レンタカー代 (7/31～8/3 宮古→北海道内→宮古)	7,830 円	按分による支出③
	有料道路通行料金 (苫小牧東本線～夕張)	313 円	按分による支出④
	有料道路通行料金 (夕張～帯広)	420 円	按分による支出⑤
	有料道路通行料金 (音更帯広～千歳東)	610 円	按分による支出⑥
	有料道路通行料金 (伊達～室蘭)	83 円	按分による支出⑦
	燃料代 ガソリン レンタカーパーク (8/1 北海道内給油)	1,081 円	按分による支出⑧
	燃料代 ガソリン レンタカーパーク (8/3 宮古市内給油)	1,135 円	按分による支出⑨
	宿泊費 (8/1 ニセコ町) ※税・サービス料含む	11,250 円	按分による支出⑩
	食事代 (8/1 夕食)	1,700 円	
	食事代 (8/2 朝食)	595 円	
	食事代 (8/2 昼食)	610 円	
	貸し毛布代 (8/2 フェリー船内)	400 円	按分による支出⑪
	調査旅費 計	46,309 円	
資料購入費	(1) 購読料 (しんぶん赤旗日曜版 2019.4月～2020.3月)	11,160 円	930円×12
	資料購入費 計	11,160 円	
合 計		57,469 円	

項目	調査旅費
----	------

個別支払 2の1枚目

(1) 【行政視察】廃校を利用した市民活動拠点の運営について 他

領収書等貼付欄

Seicomart

セイコーマートニセコ
虻田郡ニセコ町字本通137番5号
TEL 0136-43-2074 FAX 010864-B
2019/08/02 08:50 扱者: [REDACTED]

HCオホーツクタコ	¥260
HC大おにごま油おかか醤油	¥190
トヨミノヤG	¥145
お買上げ個数	3
小計	¥595
(うち消費税等 ¥44)	
合 計	¥595
現 金	¥600
お釣り	¥5



IDEMITSU

★★ 出光ガソリンクーポン ★★
対象店 セイコーマート
有効期限: 2019年7月15日~8月25日まで

期間中本券ご持参で、店頭現金価格より
ガソリン・軽油: 5円/L引
※現金・クレジット支払に限ります。
※他クーポンとの併用は出来ません。
【クーポン利用方法】
事前に店内スタッフにクーポンをお渡しください。

だてのでんぶら

伊達市観光物産館内
TEL・FAX 0142-22 7277

2019年 8月 2日 12:30
232469

そば	400
平天	90
かきあげ	120
内税対象計	¥610
内税	8.0% (¥45)
現金	¥610

領 収 証

RECEIPT NO 008879

DATE: 2019-08-02

RECEIPT

お名前
RECEIVED FROM:

ハシモト ヒサオ

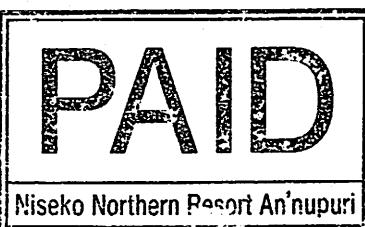
様

金額
THE SUM OF :

¥1,700-

但し
IN PAYMENT OF : イクラ丼代として請求書番号
STATEMENT NO :

現 金 CASH	✓
小切手 CHECK	
振込 BANK	
その他 OTHER	

領收者署名
SIGNED BY :048-1511 北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ480番地1
(0136) 58-3311(代表)

株式会社 ホテルアンヌプリ

按分による支出額一覧

項目	調査旅費							
【行政視察】廃校を利用した市民活動拠点の運営について 他								
参加者：橋本久夫 西村昭二 熊坂伸子 <u>佐々木重勝</u> 古館章秀 工藤小百合 計 6名								
参加者別 按分額								
項目	領収書の額	橋本	西村	熊坂	佐々木	古館	工藤	
①	85,000	14,166	14,166	14,166	14,170	14,166	14,166	
②	36,700	6,116	6,116	6,116	6,120	6,116	6,116	
③	46,980	7,830	7,830	7,830	7,830	7,830	7,830	
④	1,880	313	313	313	315	313	313	
⑤	2,520	420	420	420	420	420	420	
⑥	3,660	610	610	610	610	610	610	
⑦	500	83	83	83	85	83	83	
⑧	6,486	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081	
⑨	6,811	1,135	1,135	1,135	1,136	1,135	1,135	
⑩	67,500	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	11,250	
⑪	2,400	400	400	400	400	400	400	

注) ※印の参加者が会計責任者。領収書など証拠書類の原本は、会計責任者の収支報告書に添付。

会派視察報告

令和 2年 3月 31日

橋本久夫


《視察日程》 令和元年 8月 1日 (木) ~ 3日 (金)

《視察先》 北海道帯広市
北海道ニセコ町
北海道室蘭市

《視察人員》

《視察内容》

1 観察日程と内容

8月 1日 (木) 午後 1時から午後 3時まで

○廃校を活用した市民活動拠点の運営について
「北海道帯広市市民活動プラザ六中」

8月 2日 (金) 午前 9時から午前 11時まで

○観光インバウンドの取り組みについて
「ニセコ町役場」

8月 2日 (金) 午後 3時から午後 5時まで

○宮古・室蘭フェリー航路の現状と課題について
「室蘭市役所」

3 観察対応者

「市民活動プラザ六中」

ソフト事業推進室 名波真由美

NPO 法人十勝障がい者支援センター所長 門屋充郎

「ニセコ町」

商工観光課長 福村一広

企画環境下広報広聴係長 大野百恵

「室蘭市」

港湾政策課振興係長 後藤卓之

港湾政策課主幹 西館武志

5 観察報告

「市民活動プラザ六中」

○ 廃校を活用した市民活動拠点の運営について

1 施設の概要

市民活動プラザ六中は、旧帯広第六中学校（平成 23 年 3 月 31 日閉校）跡施設を市が改修し、平成 24 年 4 月 1 日にオープンした施設。旧帯広第六中学校は、帯広発祥の地を校区に含み、歴



史ある名門中学校として知られていた。旧帯広第三中学校と統合が決まって閉校となることによって、多くの地域住民から惜しむ声や、旧六中跡施設の利用を望む声が数多く寄せられた。

そこで、旧六中跡施設はさまざまな障がいを持つ人々やその支援団体が利用できる複合型の福祉空間とすること、そして地域住民が支え合いのまちづくりをしていくための拠点施設にしていくこととなり、市民活動拠点施設として生まれ変わった。

現在の運営体制は、NPO法人十勝障がい者支援センター、NPO法人とかち共同作業所、一般社団法人ふれあいデジタル工房が、「市民活動プラザ六中管理運営コンソーシアム」を組織して管理運営している。その核となるのが、ソフト事業推進室である。

2 活動内容

施設には 12 団体が入って活動している。障がい者や高齢者らの 活動拠点としてのほか、障がい者相談支援・就労支援業務や、食と農を学ぶ「健康菜園」、地区の町内会、六中同窓会の皆さん等、多くの六中支援者（サポーター）により、「お互いに支え合い、人にやさしいまちづくり」の一環としての活動を展開している。また、広く市民活用してもらうために喫茶や食堂も運営している。

交流スペースではピアノ練習やダンス練習などができるほか、音楽室跡は音楽団体の活動拠点スペースとして設けられている。グラウンドは売却されて民間住宅地として住宅が建ち並んでいる。

この施設には大きく分けて 3 つの役割がある。

1つめは、障がいをもった方と一緒に働く場・活動する場であるということ。障がいをもった方でものびのび、イキイキと活動できる環境を整えていて、それを支援する様々な団体がある。

2つ目は、周辺に住む地域住民が交流できる場として、広い館内を利用して各種イベントが展開されている。それによって障がい者とも交流を深めている。

3つ目は、地域の防災・減災拠点としての機能を持つ。市の指定避難所にもなっていて、防災備蓄庫も完備されている。

年間利用者は約 6 万人である。

所感

施設内は本来の学校の雰囲気があちこちに残されており、それらの空間を親しみやすく作り変えていた。特徴的なことは、障害を持った人たちの働く場であると同時に交流する場でもあり、さらに市民活動ができる場としての複合空間として位置付けられていることである。日常的に障がい者や高齢者、地域の人がそれぞれに活動だけでなく自然な形で交流できるように考えた新しいかたちである。

この施設の誕生によって、事業所と地域の距離が近づき、事業者側としては困っている人を助ける側にも繋がった。地域住民側は居場所ができたほか、活動やボランティアができるようになった。行政とすれば財産を有効活用できたと同時にノーマライゼーションを推進しながら、地域コミュニティを構築できたところに、その評価が見える。

「ニセコ町」

○観光インバウンドの取り組みについて

1 ニセコ町の概要

「ニセコ」はアイヌ語で「深山にあって川岸にかぶさるように出ている崖」の意味
昭和39年に狩太町から変更。

人口：5104人（外国人住民297人） 世帯：2628世帯 2019年3月末

面積：197.13キロ平方メートル

三次産業が60%を占め観光産業が盛んになっている。農家人口は120人。

2 インバウンドの取り組みとニセコルール

ニセコ町はウインターリースポーツの場所として知られている。周辺には俱知安町と蘭越町があり、この3つでニセコ観光圏を構築している。特にニセコ町には冬場のスキーを体験するために多くの外国人がここ数年の間に急増している。

2017年の外国人宿泊延数のデータを見るとオーストラリア人、香港人、中国人などベスト3に、全部で653,204人がニセコ観光圏に訪れ宿泊している。

なぜ外国人観光客が増えていったのか。その要因は大きく3つあるという。

一つは、恵まれた雪とロケーション。2つ目は世界的に稀なニセコルールの存在。3つ目は開発途上のエリアとSNSの拡大にあるという。

ニセコの雪はサラサラのパウダースノーで、しかも人工でない自然の雪で、「雪のよさ」がオーストラリア人を中心に発信され、外国人のあいだで人気が出たことにある。また周辺には7つのスキー場があり、連結ゴンドラなどの設備も整っていて全山共通のリフト券が発行されている。無料シャトルバスもあり、インターネットでチケットをチャージできるなどサービスも充実している。それにともない外国新のホテルも整備されてきた。

ニセコルールというには「誰もが安全に冬山を楽しむために」作られたもので、滑る自由を尊重し、地域はその安全に重大な関心を持つことである。「立ち入り禁止区域にいかなる理由があっても入ってはならない」、「ゲートが閉じられているときはスキー場外へ出でてはならない」などのルールが決められている。かつては雪崩などで事故も多かったことからこのようなルールが定められたが、なんでも「禁止」することではなく、完全立ち入り禁止区域を設けるものの、多くの人にとって魅力的なコース外滑走を認める。その代わりにゲートを設け、かならずゲートから外へ出る。そして危険が予測される場合にはゲートは閉じられ、ゲート外には出ない。などとしている。

ニセコルールは滑走の自由を尊重しつつ、最低限の規制を設けた日本で初めてのコース外滑走に関わるローカルルールである。

こうした背景を含め、そのような存在にオーストラリア人が気付き SNS でニセコの魅力を発信したことから、外国人にとって魅力ある開発のエリアとなった。

そしてリゾート開発に目をつけた外国資本の企業が不動産事業に乗り出し、ホテルなどの開発に取り組んできた。町も全町に光ファイバー網の整備に取り組み、観光協会の株式会社化、国際交流員を採用、英語教育の早期導入、インターナショナルスクールの誘致など国際化にも対

応してきた。

のことから観光客だけでなく外国人居住者も増え、冬場になると 5500 人ほどが定住している。

所 感

ニセコ町は「小さな世界都市」を目指すという意識が非常に高い自治体である。まちづくりの 2 大原則である情報共有と住民参加の推進を 2000 年から手掛けながら、まちづくり基本条例を設置し、国際化、多様性のある地域づくりを推進している。

インバウンド観光を進める上で、町として全体をどう構築していくかという視点に立ちながら、エリアマネジメントに対しては全国で初めての観光協会を株式化して強化を図り、宿泊税を導入し「環境保全対策」と観光振興にあてている。観光協会の株式化は行政依存体質からの脱却と、柔軟で市場の変化に対応した事業運営を図るには自己財源の確保が急務とのことである。これは財政の厳しい中において、意思決定や民間経営体制のメリットを十分に生かせるところにある。こうした取組が国際的な観光にもつながっていることを実感した。

さらに観光と連動して SDGs 未来都市として「NISEKO 生活・モデル地区構想事業」を推進しており、使われていない倉庫や工場をリノベーションして、新たな交流スペースとテレワークオフィスなどの整備を手掛けている。これは持続可能な地域であり続けるために、地域の価値を見出しながら、自然環境を守りながら産業振興を図るという意識の高さが伺えた。

「室蘭市」

○宮古・室蘭フェリー航路の現状と課題について

「概要」

1 室蘭港のフェリー航路の歴史

昭和 42 年に東日本フェリーが青森県青森港（平成 20 年まで）と結んだことを機に、昭和 45 年には同県大間港（平成 3 年まで）、昭和 54 年には八戸港（平成 18 年まで）、昭和 60 年には茨城県大洗港（平成 14 年まで）、平成 2 年には新潟県直江津港（平成 18 年まで）、平成 3 年には青森県大畠港（平成 10 年まで）と最大 6 航路が就航していた。青森港との航路が終了したのが平成 20 年であり、今回、宮古港と室蘭港が結ばれたことは、室蘭市にとって実に 10 年ぶりの新航路ということだった。新航路には川崎近海汽船があたった。

室蘭市では平成 20 年の航路廃止から新たに室蘭港フェリー誘致促進期成会を設立し、航路復活などを要望、協議してきた。

こうした中で、働き方の課題で、トラックドライバーなどの休息時間は 8 時間必要とされている中で、トラックドライバーの連続休息時間対応が可能な航路として宮古～室蘭がクローズアップされた。乗降などの作業時間を含めても十分な休息をとることができる 10 時間航路として理想的な航路として位置付けられた。さらに東日本大震災以降、三陸沿岸道路や復興道路の整備が進んでおり、宮古から主要都市へのアクセス向上も見込まれており、さらに三陸沿岸は積雪が少なく、天候による通行規制が行われることがほとんどないことに加え、高速道路が無料で利用できるため、札幌と首都圏の物流を低リスク、低コストで行うことが出来ると期待さ

れしたことから、平成 30（2018）年 6 月 22 日から岩手県初の定期フェリー航路として開設された。

2 船舶とダイヤの概要

この航路で使用される船は「シルバークイーン」。総トン数は 7005 トン、全長 134 メートル、航海速力は 20.7 ノット。車両積載能力はトラック 69 台、乗用車 20 台。旅客定員は 600 人である。

運行は片道 10 時間。宮古港発午前 8 時出港～室蘭港着午後 6 時。室蘭港発午後 8 時出港～宮古港着午前 6 時というダイヤ編成で、一日 1 便で結んできたが、現在、宮古発は午前 9 時 25 分、室蘭発は午後 8 時 50 分に変更され、室蘭発便は八戸港に寄港するルートに変更され、なおかつ日曜便及び月曜日の宮古発便は運休となっている。

3 開設後の課題

① 「安定性確保」

定時性の確保として、時化によって接岸できないことがあることから宮古港の静穏度の確保が需要である。宮古、室蘭港も 2 時間での荷役作業を行うが、静穏度が低いと係船に時間を要するとダイヤが乱れやすい。

② 「ターミナルビルの運営と荷役体制」

室蘭港のターミナルビルは最大 5 航路に対応した施設であり、レストランなどの空きスペースの活用も課題である。

1 航路 1 往復では非効率でありコスト等も不利であることから、将来的には宮古港との複数往復を目指す。

③ 「取扱貨物や旅客の安定的な確保」

この航路を利用させるためには、両港の背後圏にある荷主や運送事業者への PR や情報的が重要であり、このルートの情報発信が大きな課題である。

さらに両市及び周辺の観光需要などの増加を目指すためにも、行政機関としての広域連携が課題である。

所感

「海でつながるとなり街」を目指して船出したフェリー定期航路。東日本大震災からの復興となる宮古港の新たな海の交通ネットワークの始まりとして、産業振興や文化の交流、観光における交流人口の拡大など市民や周辺地域の人々の大きな期待を背負っての宮古一室蘭航路である。

しかし、就航からたった 3 ヶ月で室蘭発、宮古行き便のダイヤが改正され、なおかつ八戸港寄港という新たな状況が生じた。

これは当初計画していた物流におけるトラック便が思うように利用されていないことからの措置である。

初年度の計画によると輸送目標を旅客 17,000 人、乗用車 8,800 台、トラック 18,000 台とし

ていた。これに対し、岩手県が発表した2018年8月末までの利用実績は、計126便で旅客8,764人、乗用車2,465台、トラック621台となっている。

運航開始から2カ月余りで、旅客輸送は初年度目標の51.5%の実績を残し、乗用車も28%と堅調な数字である。しかし、トラックは初年度目標のわずか3.4%にとどまったのが現状である。

当初は好調な旅客や乗用車にしても、観光客による「開業ブーム」に湧いた結果と考えることもできるが、実需であるトラック輸送がまったく振るわない点は、路線の将来を考えると深刻である。

この航路を継続させるためにも、今後、さまざまな課題に対して成立条件を分析することが重要となる。そのためにもこの航路の優位性を深掘りしながら、常に情報発信をすることが必要であり、この条件を満たし続けるような取組を実施することが、存続の鍵を握るのではないだろうか。

項目	調査旅費	個別支払 2の2枚目
(1) 購読料（しんぶん赤旗日曜版 2019.4月～2020.3月）		
領収書等貼付欄		
別紙のとおり		

領收書

2020年 3月 17日

橋本久夫

請求金額 ￥11,160 (消費税込み)

上記のとおり、正に領収いたしました。

〒 027-0052
岩手県宮古市宮町四丁目6番49号
日本共産党宮古地区委員会

Tel : 0193(62)5808

Fax : 0193(62)3897

Mail : jcp-miyako@sephia.plala.or.jp

発行月	品名	部数	単価	金額
2019/4/7～ 2020/3/29	「しんぶん赤旗」日曜版 ご購読料 2019年4月分～2020年3月分	12	930	11,160
			合計	11,160

備考